第二条の見出し中「平成二十三年度」を「平成二十七年度」に改め、同条中「平成二十三年度」を「平成二十七年度」に、「四十六万円」を「四十七万円」に改める。

第三条の見出し中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条の表を次のように改める。

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二一
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二三一
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二五七
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二六三
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二六三
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二六九
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二七九
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二九〇
昭和十三年四月二日以後に生まれた者	一・二九一

第四条の見出し中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第一項中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「〇・九八六」を「一・〇〇〇」に、「〇・九八四」を「〇・九九八」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九〇九

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

2　平成二十七年三月以前の月分の国家公務員共済組合法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四号

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第四十四条の四第五項、第四十四条の五第五項、第八十一条第五項、第八十二条第三項及び附則第二十八条の二第四項、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第九十八条第四項及び第百二十五条、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則第十一条第十一項及び附則別表、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）附則第七条の二第一項第一号及び第二号並びに地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三十条の六第一項中「四・一パーセント」を「四・二パーセント」に、「平成十三年四月」、「平成十七年四月」、「平成十八年四月」、「平成十九年四月」、「平成二十年四月」、「平成二十一年四月」、「平成二十二年四月」、「平成二十三年四月」、「平成二十四年四月」、「平成二十五年四月」、「平成二十六年四月」及び「平成二十七年四月」を「同年四月」に、「二・九パーセント、平成二十八年四月」を「一・七パーセント、同年四月」に、「三・四パーセント、平成二十九年四月」を「二パーセント、同年四月」に、「三・六パーセント、平成三十年四月」を「二・四パーセント、同年四月」に、「三・九パーセント、平成三十一年四月」を「二・八パーセント、同年四月」に、「四パーセント」を「三・一パーセント、同年四月から平成三十二年三月までの期間については年三・四パーセント、同年四月から平成三十四年三月までの期間については年三・七パーセント、同年四月から平成三十五年三月までの期間については年三・九パーセント、同年四月から平成三十六年三月までの期間については年四・一パーセント」に改める。

（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第三十九条及び第七十八条の二中「四・一パーセント」を「四・二パーセント」に、「平成十三年四月」、「平成十七年四月」、「平成十八年四月」、「平成十九年四月」、「平成二十年四月」、「平成二十一年四月」、「平成二十二年四月」、「平成二十三年四月」、「平成二十四年四月」、「平成二十五年四月」、「平成二十六年四月」及び「平成二十七年四月」を「同年四月」に、「二・九パーセント、平成二十八年四月」を「一・七パーセント、同年四月」に、「三・四パーセント、平成二十九年四月」を「二パーセント、同年四月」に、「三・六パーセント、平成三十年四月」を「二・四パーセント、同年四月」に、「三・九パーセント、平成三十一年四月」を「二・八パーセント、同年四月」に、「四パーセント」を「三・一パーセント、同年四月から平成三十二年三月までの期間については年三・四パーセント、同年四月から平成三十四年三月までの期間については年三・七パーセント、同年四月から平成三十五年三月までの期間については年三・九パーセント、同年四月から平成三十六年三月までの期間については年四・一パーセント）」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第三条　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（年金額等の水準を表す指数の計算方法）」を付し、同条第一項中「をいう」の下に「。次条第一項において同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第七条の二　平成十六年改正法附則第七条の二第一項第一号の政令で定めるところにより計算した指数は、平成二十六年度における前条第一項の規定により得た数に、平成二十七年度において法第四十四条の二第一項又は第三項（法第四十四条の三第一項の規定が適用される受給権者にあっては、同項又は同条第三項）の規定により再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た数（その数に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

2　平成十六年改正法附則第七条の二第一項第二号の政令で定めるところにより計算した指数は、前条第二項の規定により得た数とする。